# 明治三十三年大蔵省令第五号（国税犯則取締法第四条ニ依リ収税官吏ノ携帯スヘキ証票様式） （明治三十三年大蔵省令第五号）

様式

# 附　則

この省令は、昭和二十三年七月七日から、これを適用する。

# 附　則（昭和二八年八月三一日大蔵省令第七九号）

この省令は、昭和二十八年十月一日から施行する。

# 附　則（昭和四〇年八月一三日大蔵省令第四九号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成一八年三月三一日総務省・財務省令第二号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

# 附　則（平成二二年三月三一日総務省・財務省令第一号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成二十二年六月一日から施行する。